



生コンクリート施工試験立会確認等の実施について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成11年2月23日

管 号 外
平成11年2月23日

各 土 木 事 務 所 長 } 様
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 }

土 木 部 長
(公 印 省 略)

生コンクリート施工試験立会確認等の実施について（通知）

このことについては、平成8年9月3日付管第417号で通知して運用しているところではありますが、生コンクリートの施工段階の品質確認をより一層確実にを行うため、平成11年2月23日から1年間は暫定的に下記により行うものとしますので、適切に実施してください。

記

- 1 生コンクリート施工試験立会確認の実施方法は、別添「生コンクリート施工試験立会確認実施要領」によるものとするが、次の点について、その取扱いを変更する。
 - (1) 「空気量測定」については、品質管理基準によれば重要度 であるので、監督員は特記仕様書に定めのある場合を除き、実施する旨を予め請負者に指示しておく。
 - (2) 「立会確認カード」は、監督員の名刺を使用し、名刺に立会月日と工事名を記入する。
- 2 「生コンクリート施工試験立会確認基準」に代えて次のとおりとする。
 - (1) 対象工事は請負対象金額が1千万円以上の工事とする。ただし1千万円未満であっても、重要構造物（生コンクリート施工試験立会確認基準参考1による）があれば実施するものとする。
 - (2) 確認類度は施工管理件数の10%以上、1工事1回以上行うものとする。

担当；企画室山下（電話0857-26-7410）